

抗告の理由

一 原決定

原裁判所は、原告[]こと[]・被告医療法人博生会間の横浜地方裁判所昭和五四年(ワ)第四八四号事件について、昭和五五年一月一〇日、抗告人に対し、「右神奈川労働基準局長は昭和五五年一月二八日まで[]こと[]についての医学的所見と造影剤の関係についての[]医師作成の鑑定意見書を提出すること。」という内容の決定をなし、右決定の謄本は同月一二日抗告人に送達された。

二 民事訴訟法(以下「法」という。)三二二条三号(以下、単に「三号」という。)と本件鑑定意見書との関係

1 三号前段の「拳証者ノ利益ノ為ニ作成セラレ」た文書とは、後日の証拠のために拳証者の地位や権利ない

し権限を証明するため作成された文書及び挙証者の権利義務を発生させる目的で作成された文書を指すというのが一般的見解であり（別添の大阪高裁昭和五五年七月一七日決定、法律実務講座・民事訴訟編四卷二八四ページ、注解民事訴訟法(四)二〇〇ページ等）、また、三号後段の「挙証者ト文書ノ所持者トノ間ノ法律関係ニ付作成セラレタ」文書とは、挙証者と文書の所持者との間の法律関係そのものを記載したものには限られないとしても、文書を限定することによつて、挙証者と文書の所持者との利害の調整を図ろうとしている三号後段の趣旨に鑑みれば、法律関係の成立過程で当事者間（挙証者と文書の所持者との間）に作成された、右法律関係に相当密接な関係を有する事項を記載したものに限るものと解される（前掲大阪高裁決定）し、まして、文書の所持者が単に自己使用のために作成したものは、三号後段の文書には到底該当しないのである（前掲大阪高裁決定、法律実務講座・民事訴訟編四卷二八五ページ、注解民事訴訟法(四)二〇二、二〇三ページ、■・■・■民事訴訟法Ⅱ三七九ページ等）。

2　ところで、本件鑑定意見書は、労働者災害補償保険の給付に関する決定についての被抗告人の審査請求を受けて、神奈川労働基準局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）が、審理を行うために必要なものとして、労働保険審査官及び労働保険審査会法一五条一項三号に則り、職権で行わせた鑑定の結果を記載したものにすぎないのであるから、右1で述べた意味での「挙証者ノ利益ノ為ニ作成セラレ」た文書に該当しないことは明らかである。そして、三号後段との関係においては、右鑑定意見書は、文書の所持者が単に自己の使用のために作成した（第三者たる医師に作成させた）ものであるから、三号後段の文書には該当しないといふべきであるし、そもそも「法律関係に相当密接な関係を有する事項を記載したもの」とはいえないか

ら、いずれにしても、「挙証者ト文書ノ所持者トノ間ノ法律關係ニ付作成セラレタ」文書とはいえないのである。

三 本件鑑定意見書の必要性等

法三二四条一項は、文書提出命令を発する場合を「文書提出ノ申立ヲ理由アリト認メタルトキ」に限っているから、同項は当該文書が当該訴訟において真に必要なものであることを要する趣旨を含むものと解され（注解、民事訴訟法〔五〕二一八ページ、■■■■民事訴訟法Ⅱ三八二ページ等）、また、同条二項は第三者に対する文書提出命令がとくに慎重になされるべきことを宣言したものである。そして、法三二二条が提出すべき文書の範囲を制限しているのは、挙証者と文書の所持者の利益を衡量しながら所持者の真実発見の要請に協力する義務を定めているからにほかならないことも併せ考えると、とくに對第三者の關係においては、他の証拠方法が存在する場合や、他の方法によつて証拠資料を収集することができる場合にまで文書提出命令という形式での立証方法を許容するものでないというべきである。

そこで、本件についてみると、本件鑑定意見書は、医師が診断しカルテに基づいて作成した文書であるから、カルテに基づいて医師に証言を求める方法が存在し、より具体的な事実をは握する方法があるのである。

そして、右鑑定意見書は、前述のように、労災給付の目的で提出を依頼した文書であるから提出させた目的（行政手続）以外に使用する場合、あるいは第三者に使用させる場合は行政庁と文書作成者（提出者）との信頼關係あるいは文書作成者の秘密及び権利擁護の見地から同人の同意を得て初めて提出できるものといわなければならない（本件においては同意は得ていない。）

のみならず、文書提出命令を發するに当たつては、文書の所持者の利益及び文書を提出することによつて失われる公益について十分の配慮がなされなければならない。

すなわち、本件は前述のとおり審査官が労災保険施行のため職権をもつて収集した文書に係るものであるが、同様の必要から労働者災害補償保険法は、労働災害について適正な補償をすべく、行政庁に対し質問審査等（同法四六条、四七条、四七条の二、四八条及び四九条）の権限を与えこの質問審査に応じない者に対しては罰則をもつて対処し得ることとしている（四七条の二を除く）。このようにして収集作成した行政手続文書は関係者の秘密あるいはプライバシーの保護の前提で成り立つていものであるから、仮に、文書提出命令によつて、これらの書類等が安易に第三者の争いの場に公開されるときは、行政機関の公平、中立を信頼してこそ積極的
に協力を惜しまない関係者は、私人間の争いにかかりあうことを懸念するなど様々な事情で真実を述べる等の適切な協力をしてくれなくなり、ひいて真実のは握が困難となる恐れがあることは明らかであり、このことによつて適正な補償をするという大きな公益が害されることになるのである。

このような結果を回避すべきことはいうまでもないであろう。

四 以上によれば、原決定は民事訴訟法三一二条及び三二四条の解釈を誤つた違法なものであるから、抗告の趣旨のとおり
の裁判を求める。